

平成27年11月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人が、農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間につき、昭和○年○月及び同年○月に、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」(平成13年法律第101号。以下「統合法」という。)による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法による退職一時金の支給を受けたとする記録を取り消した上、上記各退職一時金支給対象期間を、統合法附則第6条の規定により、厚生年金保険の被保険者期間とみなすことを求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であるところ、平成○年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、① a社に係る昭和○年○月○日から昭和○年○月○日までの期間(以下「①期間」という。以下、これに倣う。)、② b連合会(以下「b連」という。)に係る昭和○年○月○日から昭和○年○月○日までの期間、③国民年金に係る昭和○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、(以下、併せて「申立期間」という。)についての年金加入期間の確認を請求した。
- 2 機構は、請求人に対し、平成○年○月○日付で、「年金加入期間確認通知書」(以下「本件確認通知書」という。)により、①期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(14月)、③期間に係る国民年金の

被保険者期間及び保険料納付・免除月数(367月)を確認したとして、その旨の通知をした(以下、この通知を「本件確認通知」という。)

- 3 請求人は、本件確認通知書に、申立期間のうちb連に係る②期間(以下「本件対象期間」という。)が記載されていないことを不服として、平成○年○月○日(受付)、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。
- 4 審査官は、本件確認通知は、審査請求の対象となる処分ではないから、本件審査請求は不適法であり、補正することができないとして、これを却下する決定をした。
- 5 請求人は、当審査会に再審査請求をした。
- 6 当審査会は、請求人が本件審査請求の対象としている本件確認通知は、国民年金法(以下「国年法」という。)第101条第1項及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第90条第1項所定の、社会保険審査官に対する審査請求をし、当審査会に対して再審査請求をすることができる「被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分」、「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」には当たらないと解するのが相当で、本件審査請求は不適法であり、その事柄の性質上、その不備を補正することができないから、これを却下すべきものであり、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、法律上、これに先行する審査請求が適法にされていることを要すると解されるところ、本件審査請求は、上記のとおり不適法なものといわざるを得ないから、本件再審査請求は、適法な審査請求を経ないでされたものであるから不適法であり、この不備を補正する余地もないとして、これを却下する裁決(以下「本件裁決」という。)をした。
- 7 請求人は、本件裁決を不服として、○○地方裁判所(以下、「裁判所」という。)

に、本件判決の取消しを求める訴えを提起した。

8 裁判所は、平成〇年〇月〇日、本件確認通知は、請求人が農林共済年金を請求するための組合員期間等の確認請求に対する応答であり、「処分」に該当するとして、当審査会が請求人に対してした再審査請求を却下する判決を取り消す旨の判決を言い渡した。

9 当審査会は、本件再審査請求事件について、審理期日を指定して審理を行ったが、保険者は、本件審理期日において、次のとおり主張した。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第107号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「農林共済組合法」という。）第38条によると、農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済組合」という。）の組合期間が1年以上20年未満である農林共済組合員又は任意継続組合員が、退職又は任意継続組合員の資格喪失事由に該当したときに、退職一時金が支給されると規定されている。統合法附則第6条第1項及び統合法の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成14年政令第44号。以下「経過措置令」という。）第1条によると、農林共済組合員期間のうち厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる期間は、脱退一時金、退職一時金、返還一時金、特例一時金（以下「一時金等」という。）の支給を受けた場合におけるその一時金等の算定の基礎となった期間を除くとされている。したがって、統合法第5条第1項及び経過措置令第1条の規定により、退職一時金の支給を受けた場合においてその算定の基礎となった期間は厚生年金保険被保険者期間とみなされず、厚生年金保険被保険者期間とみなされない農林共済組合員期間については、農林共済組合から保険者への記録の移管が行われないことから、保険者は請求人の退職一時金の支給の有無を含めた農林共済組合記録を管理していない。

保険者は、請求人が退職一時金の支給を受けたことがないと主張していることにかんがみ、農林共済組合に対し、請求人の組合員記録について照会して請求人の組合員記録の提供を受けた。提供された組合員記録によると、請求人が組合員であった全期間が退職一時金により精算済みであることが確認できた。以上のとおり、本件確認通知書においては、統合法第6条第1項及び経過措置令第1条の規定に基づく取扱いにより、請求人の農林共済組合員期間が厚生年金保険被保険者記録として記載されておらず、請求人の被保険者期間に係る記載の誤りは見当たらないことから、本件確認通知書の記載に誤りはない。

第3 問題点

1 健康保険法（以下「健保法」という。）第3条、第39条及び第48条並びに厚年法第6条、第9条、第12条、第18条及び第27条の規定によると、全国健康保険協会が管掌する健康保険の適用事業所に使用される者及び厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外される者を除いて、被保険者となり、その資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によってその効力を生じるところ、健保法第51条第1項及び厚年法第31条第1項の規定により、被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、健保法第39条第1項及び厚年法第18条第1項の規定による確認を請求できるとされている。そして、資格の取得及び喪失の確認に関する厚生労働大臣の権限は、機構に委任されている（健保法第204条第1項第10号、第4号、厚年法第104条第1項第9号、第3号）。

2 本件の場合、請求人の本件対象期間の被保険者期間に関する請求人からの被保険者資格確認請求に対し、機構が、申立期間のうち、本件対象期間につき、請求人は退職一時金を受給したため、老齢厚生年金の計算対象期間とならないとして、本件対象期間についての被保険者期

間と確認しなかったことについて、請求人は本件対象期間に係る退職一時金を受給していないにも関わらず、老齢厚生年金の計算対象期間から除外されたことを不服としているのであるから、本件の問題は、本件対象期間について、請求人が、退職一時金を受給していないと認めることができるかどうか、ということである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

- 1 審査資料によれば、次の記載があることが認められる。
 - (1)～(4) (略)
 - 2 上記の各資料から、問題点を列挙する。
 - (1) 筆跡は全て同じように見て取れる。
 - (2) 資料1及び資料4に記載された請求人の住所居所並びに昭和〇年〇月〇日現在の住所「〇〇市〇〇〇の〇の〇」について、〇〇市には「〇〇」と「〇〇」はそれぞれ存在するが、「〇〇」は存在せず、また、「〇の〇の〇」とあるが、住居表示は「〇の〇」までであり、「〇の〇の〇」は存在しない。
 - (3) 資料2に記載された請求人の住所「〇〇市〇〇〇の〇」について、現在「〇の〇」なる地番は存在せず、「〇の〇」の次は「〇の〇」である。なお、請求人の現住所は「〇〇市〇〇〇の〇」である。
 - (4) 資料3に記載された請求人の名は「A」であるが、正しくは「B」である。
 - (5) 資料4に記載された請求人の就職年月日は「〇年〇月〇日」であるが、正しくは「〇年〇月〇日」である。
 - 3 本件請求書、控除額返還申出書及び本件回答書の各文書（以下「本件三文書」という。）の形式及び趣旨並びにこれらの文書が農林共済組合に保管されていた事実からすれば、農林共済組合においては、各種給付に関する請求書等は、各組合員が所属団体を經由して農林共済組合に提出することとされていたこと及び本件三文書の授受は、請求人が所属してい

たb連を經由して、請求人と農林共済組合との間で行われたものと認められるところ、請求人が所属していたb連は、本件三文書を、真正に成立した請求人作成の文書として農林共済組合に提出したものと認められる。そして、本件三文書に本件手続の全趣旨を併せれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日からb連に勤務していたが、昭和〇年〇月〇日付で退職し、退職一時金の支払いを受けるため、払渡しを受ける金融機関をc連合会と指定して、同月〇日付で農林共済組合に対し、退職一時金の支払いを請求したこと、農林共済組合は、昭和〇年〇月〇日に請求人に対し、退職一時金のうち、将来年金を受けるための財源を控除して（以下、この控除された額を「本件控除額」という。）、12万9292円を支払ったこと、請求人は、本件控除額の返還を受けるため、払渡しを受ける金融機関をc連合会と指定して、昭和〇年〇月〇日付で農林共済組合に対し、控除額返還申出書を本件回答書とともに提出したこと、農林共済組合は、請求人に対し、本件控除額を支払ったことが認められる。請求人は、本件三文書には、住所あるいは氏名の記載に誤りがあることを根拠に本件三文書の真正な成立を否認するのであるが、農林共済組合においては、組合員との文書の授受は、組合員の所属団体を經由してなされることとされており、本件三文書も請求人の所属団体であるb連を經由して授受されたことが認められる本件においては、単に、本件三文書に氏名や住所の記載の誤りがあることのみをもって、本件三文書が請求人の意思に基づかないで作成されたものと認定するには足りない。農林漁業団体共済組合制度は、平成14年4月に厚生年金保険制度に統合され、農林共済組合における定額部分と厚生年金保険部分の年金記録は、厚生年金保険に移行し、農林共済組合では職域加算部分を「特例年金」として給付するようになり、更に、平成24年4月に、厚生年金保険の受託業務を終了した。しか

して、機構が保有している農林共済組合の加入期間の記録は、平成14年4月に農林共済組合から移行されたものであり、機構自体には、移行された記録が正しいかどうかを判断するすべはない。そうすると、機構の保有する請求人の年金記録と一致している本件確認通知書の記載が誤りであるとは認められない。

4 以上のとおり、本件確認通知は、妥当であり、これを不当とすべき理由を見出すこともできない。

したがって、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。